神戸市教職員組合との交渉議事録

１．日 時：2026 年 10 月 13 日（火）15：00～15：05
２．場 所：総務課会議室
３．出 席 者：（ 市 ）教職員給与課長、労務制度係長、他１名
（組合）副執行委員長１名、書記長１名、書記次長１名
４．議 題：給料の調整額の見直しについて（案）
５．発言内容：

（市）　皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は「給料の調整額の見直し」について、ご提案させていただきます。お配りしております「給料の調整額の見直しについて（案)」をご覧ください。

まず「１．概要」でございますが、国における基準変更を受けまして、給料の調整額を見直すことといたします。

「２．実施内容」でございますが、給料の調整額の支給額を、国における減額の措置に併せまして、現行の給料月額の３％程度から 1.5％程度に段階的に引き下げることといたします。

なお、幼稚園については、引き下げ対象外といたします。

「３.実施日」でございますが､2027 年１月１日に現行の 3％程度から 2.25％程度に、2028 年１月１日に 2.25％程度から 1.5％程度に段階的に引き下げることといたします。

具体的な金額については、別添の「給料の調整額　改正後支給額」をご覧ください。

以下、参考として、その他の処遇見直しにつきまして、昨年度提案させていただきました内容も記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

私どもからは以上でございます。

（組合）　国は減額の背景に「どの学校・学級にも特別支援教育の対象となる児童生徒が増加しており、すべての教員が特別支援教育に関わることが必要となっている」ということを示していますが、だからこそ特別支援教育に携わる先生方の積み重ねた経験、専門的な知見を要する場面が増えていると感じています。負担が減っていない中で、調整額が減額されることに納得はできません。せめて対象の先生方の負担軽減に努めていただき、誰もが安心してこの役を担えるようにしてください。また、今後の給料の改定によって、支給額が国の基準を下回ることがありましたら支給額を増額することも検討お願いします。

本日提案いただいた件は、持ち帰り協議いたします。